

納付金返還規定

<言葉の定義> 納付金とは、選考料、入学金、施設費、授業料のことを言う。

状 態		選考料	入学金	施設費	授業料	手続き	退学届	
入学前	在留資格認定証明書交付前のキャンセル、または不交付	返還しない	支払い前				-	
	在留資格認定証明書交付後 入国査証(ビザ)を申請せずにキャンセル		返還する		①在留資格認定証明書返却 ②ビザ拒否印のあるパスポートのコピーを提出。 または、キャンセルの意思表示文書の提出		不要	
	入国査証(ビザ)を申請したが不来日				①帰国チケット(又は予約票)のコピー提出 ②穴空き在留カードのコピーを提出			
	来日後、入学手続き前にキャンセル							
入学後	コース満了前の途中退学 帰国	返還しない	退学届の提出、手続き完了後、退学届に記載された「退学日」を含む学期分を除き、残りの学期分の授業料の半額を返還する。	①帰国チケット(又は予約票)のコピー提出 ②穴空き在留カードの写真を提出	進学先入学許可証のコピーを提出。または、学生証のコピーか在学証明書を提出。	必須		
	進学							
	在留資格変更							

*返金は学生指定の銀行口座に振り込み支払う。（振込手数料は受け取り人負担）

【納付金返還対象外】

- 1) 地震や台風などの自然災害、感染症の拡大、戦争などの人的災害による休校。
- 2) 入国管理局による退去強制処分、学校の強制退学、除籍処分での退学。
- 3) 来日や入学手続きが遅れた際、入学が遅れて参加できなかった授業分の授業料と施設費。

新世界語学院

〒1690074東京都新宿区北新宿4-14-15サンセイビル3F
TEL:03-3365-8777 FAX:03-33658778